

お茶の水女子大学附属高等学校に在学し、**都内在住**の生徒、保護者のみなさまへ  
(お茶の水女子大学附属高等学校用に修正してあります)

## 東京都国公立高等学校等多子世帯授業料支援のお知らせ

本校に在学する生徒のうち、都内に在住し、所得要件により高等学校等就学支援金の対象とならない世帯で、収入にかかわらず、保護者の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯に対して、本校に通う生徒の授業料の1/2相当額を支援します。

### 1 対象となる方

#### 次の全ての要件を満たしている保護者

- ・令和4年12月31日（新入生の場合は入学日）から申請日まで引き続き、**都内に在住している**こと。
  - ・所得要件により高等学校等就学支援金を受給しておらず、本校に在学する子の授業料を負担していること。
  - ・保護者の扶養する23歳未満の子が3人以上いること。
- ※ 在学期間超過による理由のため、高等学校等就学支援金の受給資格がない方は、制度対象となりません。
- ※ 扶養する子の年齢は、令和5年4月1日現在の年齢です。
- ※ 扶養の確認は、健康保険証により確認します。

### 2 支援限度額

【お茶の水女子大学附属高等学校へ通っている生徒のいる世帯】

限度額 (※月額)	在学する学校の授業料の1/2相当額 ※1月当たり4,800円まで
--------------	-------------------------------------

### 3 対象確認フローチャート

令和4年12月31日（新入生は入学日）から申請日まで引き続き東京都に在住していますか？

はい

いいえ

制度対象外です。

申請対象の生徒は、在学期間の超過等により、高等学校等就学支援金を受給できる期間(在学期間が休学期間を除き全日制36月)を超過していませんか？

超過していません

超過しています

制度対象外です。

就学支援金不認定通知書又は課税証明書等から、所得要件により高等学校等就学支援金の受給資格がないことを確認していますか？

※ (区市町村民税の課税標準額)×6%－(区市町村民税の調整控除の額)が30万4千2百円以上であると、就学支援金の受給資格がないものとなります。

はい

いいえ

就学支援金の対象となる可能性があります。  
就学支援金の申請をご検討ください。

扶養する23歳(令和5年4月1日現在の年齢)未満の子が3人以上いますか？  
※ 健康保険証により扶養状況を確認します。健康保険証が国民健康保険の場合、健康保険証と併せて申請書の扶養申立欄により確認します。

はい

いいえ

制度対象外です。

制度対象です。

### 4 提出先・お問合せ先・提出期限

提出先：お茶の水女子大学附属高等学校事務室（平日9：00～17：00）

問合せ先：お茶の水女子大学附属学校課 就学支援金担当

メールアドレス：[shugakushien@cc.ocha.ac.jp](mailto:shugakushien@cc.ocha.ac.jp)

提出期限：令和5年7月20日（木）

#### 4 必要書類

1. 東京都国公立高等学校等多子世帯授業料支援補助金の支給に関する申請書
2. 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
3. 保護者が扶養している令和5年4月1日現在23歳未満の子（生徒本人及び生徒本人の兄弟姉妹）がいることがわかる書類（健康保険証の写し）
4. 令和5年度（令和4年中）課税証明書（区市町村民税の課税標準額及び区市町村民税の調整控除の額が記載されているもの）